

2025年12月11日

## 支払条件の変更に関するお知らせ

日比谷総合設備株式会社（代表取締役社長 中北 英孝）は、2026年1月に中小受託取引適正化法が施行されることを受け、支払条件を変更いたしますので、お知らせいたします。

当社においては、更に法令の定める基準（資本金基準・従業員基準）を超えて全てのお取引先に対して、現金100%でお支払するとともに支払期間を短縮することにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、全てのお取引先との共存共栄関係の構築と更なる関係強化を目指してまいります。

### 1. 変更内容

#### (1) 支払日の変更

変更前	変更後
① 資機材：月末締め翌々月10日払い 経費：月末締め翌々月15日払い	① 月末締め翌月20日払い
② 支払日休日の場合、翌営業日払い	② 支払日休日の場合、前営業日払い

#### (2) 工事関係の支払いにおける現金比率の変更

対象	変更前	変更後
資機材のお取引先	現金および電子記録債権等による支払	現金100%による支払

#### (3) 振込手数料

全額当社負担とします。

### 2. 変更日

2026年1月検収分（2026年2月支払分）より変更いたします。

#### 【お問合せ先】

日比谷総合設備株式会社 管理本部 IR・広報室

〒108-6312 東京都港区三田三丁目5番27号

Tel:03-3454-2720 FAX:03-3454-3410

お問い合わせ <https://www.hibiya-eng.co.jp/ja/contact1.htm>